

議案第 10 号

和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市手数料条例の一部を改正する条例

和光市手数料条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 6 号を別紙のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の和光市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用し、同
日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 4 年 2 月 21 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正法の施行に伴い、関係する手数料について所要の改正を行うため、この案を提出するものである。

別表（第2条関係）

(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

事項	単位	金額
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けている長期優良住宅建築等計画の認定	1件	一戸建ての住宅は、新築の場合は8,000円、増築又は改築の場合は13,000円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は17,000円、増築又は改築の場合は25,000円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア イ・ウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ以外のもの アの額及び174,600円
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けていない長期優良住宅建築等計画の認定	1件	一戸建ての住宅は、新築の場合は57,000円、増築又は改築の場合は85,000円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は127,000円、増築又は改築の場合は194,000円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア イ・ウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合

		で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ以外のもの アの額及び174,600円
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けている長期優良住宅建築等計画の変更の認定	1件	一戸建ての住宅は、新築の場合は4,000円、増築又は改築の場合は6,500円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は8,500円、増築又は改築の場合は12,500円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア イ・ウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ以外のもの アの額及び174,600円
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けていない長期優良住宅建築等計画の変更の	1件	一戸建ての住宅は、新築の場合は28,500円、増築又は改築の場合は42,500円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は63,500円、増築又は改築の場合は97,000円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア イ・ウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する

認定		額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 で、構造計算が認定プログラムにより行われた もの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 で、イ以外のもの アの額及び174,600 円
譲受人の決定に伴う長期 優良住宅建築等計画の変 更の認定	1 件	2,200円
地位の承継の承認	1 件	2,200円